

# 12月1日から運転免許証の再交付の要件が緩和されます

氏名を変更した免許証

本籍・住所を変更した免許証

備考欄に多くの記載があり  
分かりづらい免許証

免許条件を変更した免許証

運転免許証の更新などで新しく作成するまでは  
表面の記載事項は変わりませんが、

希望者には運転免許証を再交付します

氏名	石川 大	交付	令和5年 5月20日迄
住所	石川県金沢市東数寄川1-1-1	交付	令和1年 12月 01日 02088
有効	2020年(令和2年)08月20日まで有効	備考欄	
免許	中型車は中型車(8t)に限る	備考欄	
種別	第 300295655210 号	備考欄	
二大	昭和59年10月01日	備考欄	
三	昭和59年06月11日	備考欄	
四	平成00年00月00日	備考欄	

運転免許証の再交付の手続きは、亡失・滅失、破損・汚損した時のみ可能でしたが、これからは

- ・ 免許証の記載事項（住所・氏名等）を変更した時
- ・ 免許証の写真を変更する時
- ・ 有効年月日の末日の元号を変更する時
- ・ 臓器提供意思表示を変更する時

など要件を満たす場合は、新しく運転免許証を作成できます。

（ただし、別途手数料がかかります。）

このほか次の点が変更になります。

- ・ 手数料が2,250円になります。（3,500円から減額。）
- ・ 申請用写真が不要となります。

※詳しくは運転免許センター(076-238-5901)までお問い合わせください。